景観形成基準適合配慮確認表

* 建築物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮した点 |
| 位置 | ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退させること  ・周辺への圧迫感や威圧感を緩和するように配慮すること |  |
| 高さ | ・隣接する建築物などの高さに配慮し、景観の連続性を損なわないように努めること  ・山並みの稜線など、背景となる景観に配慮すること |  |
| 形態・意匠 | ・周辺の建築物などとの調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とすること  ・屋上に設ける建築設備等は、河川沿い又は主要な道路から見えにくい位置に設けること |  |
| 色彩 | ・外壁及び屋根の色は、高明度・高彩度の色の使用は避けることとし、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること |  |
| 素材 | ・光沢のある素材を壁面及び屋根の大部分にわたって使用しないこと |  |
| 敷地の緑化 | ・既存樹木の保全に努めるとともに、敷地内において可能な限りの緑化に努めること |  |

* 工作物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮した点 |
| 位置 | ・前面道路や隣接地の状況を踏まえ、適切な配置に努めること  ・周辺への圧迫感や威圧感を緩和するよう配慮すること |  |
| 高さ | ・山並みの稜線など、背景となる景観に配慮した高さとすること |  |
| 形態・意匠 | ・周辺の建築物などとの調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とすること |  |
| 色彩 | ・工作物の色は、高明度・高彩度の色の使用は避けることとし、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること |  |

（裏）

* 開発行為

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮した点 |
| 方法及び変更後の形状 | ・長大な法面、擁壁などを生じないように配慮する |  |
| ・法面、擁壁などが生じる場合はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化などに努める |  |